

# 官報

号外 昭和三十三年五月七日

## ○第二十六回 衆議院會議録第三十八号

昭和三十三年五月七日(火曜日)

議事日程 第三十一号

昭和三十三年五月七日

午後一時開議

第一 南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案(内閣提出)

●本日の會議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案(内閣提出)

中小企業団体法案(内閣提出)

中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

(内閣提出)

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(商工委員長提出)

午後五時四十五分開議

○議長(金谷秀次君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(金谷秀次君) お諮りいたします。議員安藤覺君及び同廣川弘禪君より、タイ国バンコック市において開催の仏紀二千五百年祭式典に参列のため、五月十日から本会期中請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案(内閣提出)

○議長(金谷秀次君) 日程第一、南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員長廣瀬正雄君。

南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案

南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案

在外公館等借入金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第七十三号)に規定する借入金を提供した者(その者が死亡した場合においては、その相続人)で、硫黄島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度(昭和二十八年十二月二十四日までは、北緯二十九度)以南の南西諸島(大東諸島を含む)に住所又は居所を有していたため同法の規定による借入金の確認の請求をすることができなかつたものは、この法律の施行後百五十日以内に、同法第五条第一項の規定の例により、外務大臣に対し、同法の規定による借入金の確認の請求をすることができ、この場合において、同法同条第二項の規定を準用し、かつ、同法第四条第一号の規定の適用については、同法中「第五条」とあるのは、「第五条及び南西諸島

在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案」とする。

附則

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔廣瀬正雄君登壇〕

○廣瀬正雄君 ただいま議題となりました南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案について、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の要旨を申し上げますと、太平洋戦争の終結に際して、在外公館または邦人自治団体もしくはこれに準ずる団体が、引揚費、救済費、その他これに準ずる経費に充てるため、国が後日返済する条件のもとに在留邦人から借り入れた資金の提供者に対し、在外公館等借入金整理準備審査会法により借入金の確認を請求する権利を与え、これに基づき国が返済しているものでありますが、同法制定当時の特殊事情から、沖縄等の日本の行政権の及ぶ範囲以外の地域に引き揚げた者については、借入金提供の事実の有無、その者の戸籍関係等を調査することもできず、實際上救済の方法がなかったため、同法に規定する借入金の確認を請求する権利を行使する機会が与えられなかったの

でありまして、これを救済するため、今回、本特例法により、沖縄在住の該当事者に対し、本法施行の日から百五十日以内に当該借入金の確認を請求することができるよう措置しようとするものであります。

本案は五月六日本特別委員会に付託されたのでありますが、本案による措置につきましては、つとに本特別委員会においてその必要を認めていたところでありまして、同日直ちに審査いたしました結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

中小企業団体法案(内閣提出)

中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

(内閣提出)

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(商工委員長提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、中小企業団体法案及び中小企業団体法の施行に伴う関係法律

昭和三十三年五月七日 衆議院會議録第三十八号 中小企業団体法案外二案

の整理等に関する法律案の両案とともに、商工委員長提出、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案は委員会の審査を省略して一括議題となし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

中小企業団体法案、中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。商工委員長福田泰君。

# 中小企業団体法案

## 目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 中小企業等協同組合(第四、五、六条)
- 第三章 商工組合及び商工組合連合会
- 第一節 総則(第五条—第十六条)
- 第二節 事業(第十七条—第三十三条)
- 第三節 組合員(第三十四条—第四十条)

## 第四節 設立、管理、解散及び清算(第四十一条—第四十七条)

## 第五節 登記(第四十八条—第五十四条)

## 第六節 加入命令及び事業活動の規制に関する命令(第五十五条—第六十六、七十一、七十二条)

## 第七節 監督(第六十七、七十一、七十二条)

## 第八節 中小企業安定審議会並びに中央中小企業調停審議会及び都道府県中小企業調停審議会(第七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十条)

## 第九節 雑則(第八十一条—第九十五条)

## 第四章 組織変更(第九十六、九十七、九十八、九十九、第一百、一百零一条)

## 第五章 中小企業団体中央会(第一百零二、一百零三、一百零四、一百零五、一百零六、一百零七、一百零八、一百零九、第一百一十、第一百一十一、第一百一十二、第一百一十三、第一百一十四、第一百一十五、第一百一十六、第一百一十七、第一百一十八、第一百一十九、第一百二十条)

## 第六章 罰則(第一百二十一、第一百二十二、第一百二十三、第一百二十四、第一百二十五、第一百二十六、第一百二十七、第一百二十八、第一百二十九、第一百三十、第一百三十一、第一百三十二、第一百三十三、第一百三十四、第一百三十五、第一百三十六、第一百三十七、第一百三十八、第一百三十九、第一百四十、第一百四十一、第一百四十二、第一百四十三、第一百四十四、第一百四十五、第一百四十六、第一百四十七、第一百四十八、第一百四十九、第一百五十、第一百五十一、第一百五十二、第一百五十三、第一百五十四、第一百五十五、第一百五十六、第一百五十七、第一百五十八、第一百五十九、第一百六十、第一百六十一、第一百六十二、第一百六十三、第一百六十四、第一百六十五、第一百六十六、第一百六十七、第一百六十八、第一百六十九、第一百七十、第一百七十一、第一百七十二、第一百七十三、第一百七十四、第一百七十五、第一百七十六、第一百七十七、第一百七十八、第一百七十九、第一百八十、第一百八十一、第一百八十二、第一百八十三、第一百八十四、第一百八十五、第一百八十六、第一百八十七、第一百八十八、第一百八十九、第一百九十、第一百九十一、第一百九十二、第一百九十三、第一百九十四、第一百九十五、第一百九十六、第一百九十七、第一百九十八、第一百九十九、第二百条)

## 第七章 附則

## 第一章 総則

## 第一条 (目的)

この法律は、中小企業者その他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者が自主的に事業活動を調整するために必要な組織を設けることが

できるようにし、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、及びその経営の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

## 第二章 (登記)

第二条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

## 第三章 (中小企業団体等の種類)

第三条 この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。

## 一 事業協同組合

## 二 信用協同組合

## 三 協同組合連合会

## 四 企業組合

## 五 商工組合

## 六 商工組合連合会

## 七 この法律による中小企業団体中央会は、次に掲げるものとする。

## 一 都道府県中小企業団体中央会

## 二 全国中小企業団体中央会

## 第三章 事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合

## 第四条 (昭和二十四年法律第八十一号以下「協同組合法」という。)の定めるところによる。

## 第三章 商工組合及び商工組合連合会

## 第一節 総則

## 第五条 (中小企業者の定義)

この章において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

## 一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

## 二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

## 三 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

## 第六条 商工組合及び商工組合連合会(以下「組合」という。)は、法人とする。

## 第七条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

## 第七條 組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の要件を備えなければならない。

## 第一節 総則

## 第五条 (中小企業者の定義)

この章において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

## 一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

## 二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

## 三 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

## 第六条 商工組合及び商工組合連合会(以下「組合」という。)は、法人とする。

## 第七条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

## 第七條 組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の要件を備えなければならない。

## 一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

## 二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

## 三 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

## 第六条 商工組合及び商工組合連合会(以下「組合」という。)は、法人とする。

## 第七条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

## 第七條 組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の要件を備えなければならない。

## 一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

## 二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

## 三 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

## 第六条 商工組合及び商工組合連合会(以下「組合」という。)は、法人とする。

## 第七条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

## 第七條 組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の要件を備えなければならない。

## 一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

## 二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

## 三 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

## 第六条 商工組合及び商工組合連合会(以下「組合」という。)は、法人とする。

## 第七条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

## 第七條 組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の要件を備えなければならない。

## 一 常時使用する従業員の数が三百人以下の者であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

## 二 常時使用する従業員の数が三十人以下の者であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

## 三 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

## 一 営利を目的としないこと。

## 二 組合員又は会員(以下「組合員」と総称する。)が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

## 二 組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

## 三 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

## (名称)

## 第八條 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

## 一 商工組合にあつては、商工組合

## 二 商工組合連合会にあつては、商工組合連合会

## 三 組合は、前項の規定にかかわらず、その名称中に、商工組合又は商工組合連合会という文字に代えて、その組合員(商工組合連合会にあつては、会員たる商工組合の組合員)の資格として定款で定められる事業(以下「資格事業」という。)が工業、鉱業(土石採取業を含む。)又は建設業に属するときは工業組合又は工業組合連合会という文字を、その他の業種に属するときは商業組合又は商業組合連合会という文字を用いることができる。

## 三 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

## 組合以外の者は、その名称中に、商工組合、工業組合若しくは商業

組合又は商工組合連合会、工業組合連合会若しくは商業組合連合会という文字を用いてはならない。

4 組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号)の規定を準用する。

(設立)

第九条 商工組合は、一定の地域において一定の種類の事業を営む中小企業者の競争が正常の程度をこえて行われているため、その中小企業者の事業活動に関する取引の円滑な運行が阻害され、その相当部分の経営が著しく不安定となつており、又はなるおそれがある場合に限り、設立することができるものとする。

第十条 商工組合の地区は、資格事業の種類の一部又は一部が同一である他の商工組合の地区と重複するものであつてはならない。ただし、市街地における一定の地域を地区とし、その地区内において小売業又はサービス業に属する事業を営む中小企業者のすべてが加入することができることとなつており、かつ、これらの事業を営む者以外の者が加入することができないこととなつている商工組合(以下「商店街組合」といふ)の地区と商店街組合以外の商工組合の地区とは、重複することを妨げない。

第十一条 商工組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において資格事業を営む中小企業者及び

第九条に掲げる事業を克服するため必要がある場合において定款で定めたとときは次に掲げる者とする。

一 その地区内において資格事業を営む者であつて、中小企業者以外のもの

二 事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、商工組合、商工組合連合会、農産協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合又は森林組合連合会であつて、その地区内において資格事業を行うもの。ただし、その資格事業がこれらの団体の種類ごとに政令で定める業種に属する場合に限る。

第十二条 商工組合は、組合員たる資格を有する者の二分の一以上が組合員となるのでなければ、設立することができない。

2 中小企業者以外の者が加入することができる商工組合は、全国における事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われている事業を資格事業とするものであり、その地区内における組合員たる資格を有する者の三分の二以上が中小企業者であり、かつ、総組合員の三分の二以上が中小企業者である

ものでなければ、設立することができない。

(商工組合連合会の設立)

第十三条 商工組合連合会は、資格事業の種類の一部又は一部が同一である商工組合その他その行方第十七条第一項の事業の総合調整を行うのでなければ第九条に掲げる事業を克服することが困難であると認められる商工組合が、その同一である資格事業その他第十七条第一項の事業の総合調整を要する資格事業についてするのでなければ、設立することができない。

第十四条 商工組合連合会の地区は、全国とする。ただし、商業又はサービス業に属する事業を資格事業とするものの地区は、都道府県の区域によることができる。

第十五条 商工組合連合会の地区は、資格事業の種類の一部又は一部が同一である他の商工組合連合会の地区と重複するものであつてはならない。ただし、商店街組合をもつて組織する商工組合連合会の地区と商店街組合以外の商工組合をもつて組織する商工組合連合会の地区とは、重複することを妨げない。

第十六条 商工組合連合会は、会員たる資格を有する商工組合の三分の二以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

## 第二節 事業

(商工組合の事業)

第十七条 商工組合は、次の事業の全部又は一部を行うものとする。

一 組合員が生産(加工を含む)以下この号において同じ)をする資格事業に係る物の種類、生産、出荷その他の取扱の数量若しくは販売若しくは引渡の方法に関する制限、その物の生産の設備に関する制限又はその物の原材料の購買若しくは引取の数量若しくは方法に関する制限

二 前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事業を克服することが著しく困難である場合におけるその物の販売価格若しくは加工賃の制限又はその物の原材料の購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

三 組合員が販売をする資格事業に係る物の種類若しくは販売の数量若しくは方法に関する制限又はその物の購買の数量若しくは方法に関する制限

四 前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事業を克服することが著しく困難である場合におけるその物の販売価格又は購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

五 組合員が提供をする資格事業に係る役務の種類又は提供の数量若しくは方法に関する制限

六 前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事業を克服することが著しく困難である場合における役務の提供価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

七 技術的理由により第一号、第三号又は第五号に掲げる制限を実施することが著しく困難である場合における資格事業に係る物若しくは役務の販売価格、加工賃若しくは提供価格の制限又はその物若しくはその物の原材料の購買価格の制限

八 前各号に掲げる制限に附帯する事業

2 商工組合は、前項の事業のほか、次の事業の一部又は一部を行うことができる。

一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

二 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む)及び組合員のためにするその借入

三 組合員の福利厚生に関する施設

に關する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に關する施設

### 五 前各号の事業に附帯する事業

3 商工組合は、組合員の利用に支障がない場合に限る、組合員以外の者に前項の事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の同項の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の同項の事業の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

4 商工組合は、その事業に關し組合員のためにする組合協約を締結することができる。

5 商工組合の事業については、協同組合法第九條の二第三項から第六項まで及び第九條の三から第九條の七まで（事業協同組合の事業）の規定を準用する。

### （調整規程の認可）

第十八條 商工組合は、その実施しようとする前條第一項の事業（以下「調整事業」という。）に關し次の事項を定めた規程（以下「調整規程」という。）を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 前條第一項第一号から第七号までに掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行う期間

二 前号の制限を実施するための検査の方法

三 手数料又は過怠金に關する事項

第十九條 主務大臣は、前條の認可の申請に係る調整規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同條の認可をしてはならない。

一 第九條に掲げる事業を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

第二十條 主務大臣は、第十八條の認可の申請を受理した日から二月以内に、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 前項の期間内に同項の通知が発せられなかつたときは、その期間が満了した日に、第十八條の認可があつたものとみなす。この場合には、商工組合は、主務大臣に対し、認可に關する証明をすべきことを請求することができる。

3 主務大臣が第十八條の認可の申請に關し商工組合に報告を求め、又は関係行政機関に照会を発したときは、その日から主務大臣がその報告又は照会に対する回答を受理するまでの期間は、第一項の期

間に入らない。この場合において、主務大臣は、関係行政機関に照会を発したときは、遅滞なく、その旨をその商工組合に通知しなければならない。

（調整規程の変更命令及び認可の取消）

第二十一條 主務大臣は、調整規程の内容が第十九條各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その商工組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

### （調整規程の廃止の届出）

第二十二條 商工組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

### （調整規程の設定等の議決）

第二十三條 調整規程の設定、変更及び廃止は、總會の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、總組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 調整規程の設定は、第一項の規定にかかわらず、創立總會の議決によつてすることができる。

### （過怠金）

第二十四條 商工組合は、調整規程で定めるところにより、調整規程

に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

### （監査員）

第二十五條 商工組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施に關する監査を行うため、監査員を置くことができる。

### （従業員に対する配慮）

第二十六條 商工組合の組合員は、調整規程に従いその事業活動を制限するに當つては、その従業員に不利益を及ぼすことがないように努めなければならない。

第二十七條 商工組合の組合員は、調整規程の実施によりその従業員が離職するに至つた場合においては、その後の従業員の雇入についてその離職した者に優先権を与えるように努めなければならない。

### （組合協約の認可）

第二十八條 商工組合がその行う調整事業に關し組合員たる資格を有する者と締結する第十七條第四項の組合協約は、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請に係る組合協約又はその変更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第九條に掲げる事業を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 その組合協約又はその変更後の組合協約の定によりその相手方が遵守すべきこととなる事項が組合員が調整規程の定により遵守すべき事項と同一であること。

3 第一項の組合協約については、第二十條から第二十二條までの規定を準用する。この場合において、第二十一條中「第九條各号」とあるのは、「第二十八條第二項各号」と読み替へるものとする。

### （組合交渉の応諾）

第二十九條 次の各号の一に該当する者は、商工組合の代表者が、政令で定めるところにより、調整規程又はその案を示してその調整規程による調整事業に關し第十七條第四項の組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、その交渉に応ずるよう誠意をもつて措置しなければならない。

一 商工組合の組合員と資格事業に關し取引関係のある事業者であつて、中小企業者以外のもの  
二 商工組合の組合員と資格事業

に關し取引關係のある事業者を

もつて組織する第十一條第二号に掲げる団体又は輸出組合若しくは輸入組合

三 商工組合の組合員たる資格を有する者であつて、中小企業者以外のもの

四 地区内において資格事業を行う事業者(資格事業を営む者を除く)であつて、商工組合の組合員たる資格を有しないもの(政令で定める者に限る。)

2 商工組合の代表者は、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る組合協約の内容及びその申出の相手方につき總會の承認を得なければならぬ。

(勸告)

第三十條 主務大臣は、前條第一項の規定による申出が行われた場合において、その商工組合の組合員たる中小企業者の経営の安定のため特に必要があると認めるときは、その商工組合又はその交渉の相手方に対し、組合協約の締結に關し必要な勸告をすることができ

る。

(商工組合連合会の事業)

第三十一條 商工組合連合会は、會員たる商工組合が行う調整事業の全部又は一部についての総合調整及びこれに附帯する事業を行うものとする。

(総合調整規程の認可)

第三十二條 商工組合連合会は、その実施しようとする前條の事業に關し次の事項を定めた規程(以下「総合調整規程」という。)を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 會員たる商工組合が行う第十

七條第一項第一号から第七号までに掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行う期間の総合調整

二 前号の制限を実施するための検査の方法の総合調整

三 手数料及び過怠金に關する事項の総合調整

(準用)

第三十三條 商工組合連合会の事業については、第十七條第二項から第五項まで、第十九條から第二十五條まで及び第二十八條から第三十條までの規定を準用する。この場合において、第十七條第二項第一号、第三号及び第四号、第三項並びに第四項中「組合員」とあるのは「會員たる商工組合及びその組合員」と、第二十八條第一項及び第二項第二号中「組合員」とあるのは「會員たる商工組合の組合員」と、第二十九條第一項及び第三十條中「商工組合の組合員」とあるのは「商工組合連合会の會員たる商

工組合の組合員」と読み替へるものとする。

第三節 組合員

(出資)

第三十四條 第十七條第二項(前條)において準用する場合を含む。の事業を行う組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

(議決権及び選舉權)

第三十六條 組合員は、各々一個の議決権及び役員又は總代の選舉權を有する。ただし、商工組合連合会の會員に対しては、その組合員の數に應じて、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権又は選舉權を与えることができる。

2 議決権及び選舉權については、協同組合法第十一條第二項から第五項まで(議決権等の行使)の規定を準用する。

(加入)

第三十七條 出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口數に應ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時(第三十四條第二項ただし書の承諾を得た者にあつては、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時)に組合員となる。

2 非出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時に組合員となる。

(脱退)

第三十八條 非出資組合の組合員は、三十日前までに予告して脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、九十日をこえてはならない。

3 組合員の脱退については、協同組合法第十九條(法定脱退)の規定を、出資組合の組合員の脱退については、協同組合法第十八條(自由脱退)及び第二十條から第二十二條まで(持分の払戻)の規定を準用する。

(持分の払戻の特例)

第三十九條 出資組合の組合員が第三十四條第二項ただし書の承諾を得た場合については、協同組合法第二十條から第二十二條まで(持分の払戻)の規定を準用する。

(發起人)

第四十一條 商工組合を設立するに

は、三十日前までに予告して脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、九十日をこえてはならない。

3 組合員の脱退については、協同組合法第十九條(法定脱退)の規定を、出資組合の組合員の脱退については、協同組合法第十八條(自由脱退)及び第二十條から第二十二條まで(持分の払戻)の規定を準用する。

(準用)

第四十條 組合員については、協同組合法第十二條(經費の賦課)、第十三條(使用料及び手数料)及び第十四條(加入の自由)の規定を、出資組合の組合員については、同法第十六條(相続による加入)、第十七條(持分の譲渡)及び第二十三條(出資口數の減少)の規定を準用する。

第四節 設立、管理、解散及び清算

(發起人)

第四十一條 商工組合を設立するに

は、三十日前までに予告して脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、九十日をこえてはならない。

は、その組合員にならうとする四人以上の中小企業者が、商工組合連合会を設立するには、その会員にならうとする二以上の商工組合が発起人となることを要する。  
(設立の認可)

第四十二条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号(商工組合連合会にあつては、第一号を除く。)に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 資格事業について第九条に掲げる事態が生じていること。

二 商工組合にあつては第十二条の、商工組合連合会にあつては第十六条の要件を備えていること。

三 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。

四 地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適當であること。

五 第十七条第二項(第三十三条において準用する場合を含む。)の事業を行う組合にあつては、

その事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。

3 第一項の認可については、第二十条の規定を準用する。

(定款)

第四十三条 組合の定款には、次の事項(非出資組合にあつては、第七号、第九号及び第十号の事項を除く。)を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所所在地

五 組合員たる資格に関する規定

六 組合員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額及びその払込の方法

八 経費の分担に関する規定

九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十 準備金の額及びその積立の方法

十一 役員の数及びその選挙に関する規定

十二 事業年度

十三 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又はその原因を記載しなければならない。

3 出資組合の定款には、前二項の事項のほか、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

(規約)

第四十四条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

(移行)

第四十五条 非出資組合であつて、

第十七条第二項(第三十三条において準用する場合を含む。)の事業を行うものは、定款を変更して、

出資組合に移行することができる。

2 理事は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があつたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込をさせなければならない。

3 総代会においては、第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十五条第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更について議決することができる。

4 第一項の規定による出資組合への移行は、主たる事務所の所在地において第四十九条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

5 第一項の規定による出資組合への移行については、協同組合法第二十九条第二項及び第三項(出資の第一回の払込の金額及び現物出資の給付)の規定を準用する。

第四十六条 出資組合は、定款を変更して、非出資組合に移行することができる。

2 前項の規定による非出資組合への移行については、前条第三項及び第四項並びに協同組合法第二十条から第二十二条まで(持分の払戻)、第五十六条及び第五十七条(出資一口の金額の減少)の規定を準用する。この場合において、前

条第四項中「第四十九条」とあるのは、「第五十条」と読み替えるものとする。

(準用)  
第四十七条 組合の設立について

は、協同組合法第二十七条(創立総会)、第二十八条(理事への事務引継)及び第三十条から第三十二条まで(成立の時期等)の規定を、出資組合の設立については、同法第二十九条第一項から第三項まで(出資の第一回の払込)の規定を準用する。この場合において、同法第三十一条中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

2 組合の管理については、協同組合法第三十五条から第五十五条まで(役員、監査、総代会等)の規定を、出資組合の管理については、同法第五十六条、第五十七条(出資一口の金額の減少)、第五十八条第一項から第三項まで(準備金及び繰越金)、第五十九条第一項及び第二項、第六十条(剰余金の配当)並びに第六十一条(組合の持分取得の禁止)の規定を準用する。この場合において、同法第三十五条の二、第四十八条及び第五十一条第二項中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と、同法第三十九条第一項中「規約」とあるのは、「規約、調整規程又は総合調整規程」と、同法第四十条の二及び第四十五條第一項中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「総組合員の十分の一以上(商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一

以上に当る議決権を有する会員」と、同法第四十一條第一項、第四十七條第二項及び第四十八條中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「総組合員の五分の一以上(工商組合連合会にあつては、議決権の総数の五分の一以上に当る議決権を有する会員)」と、同法第四十一條第一項中「出席者の過半数」とあるのは「出席者の過半数(工商組合連合会にあつては、出席した会員の議決権の過半数の議決権を有する会員)」と、同法第二項ただし書中「規約」とあるのは「規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程」と、同法第五十一條第三項中「第二十七條の二第三項及び第四項」とあるのは「中小企業団体法第四十二條第二項」と、同法第五十三條中「総組合員の半数以上」とあるのは「総組合員の半数以上(工商組合連合会にあつては、議決権の総数の半数以上に当る議決権を有する会員)」と読み替えるものとする。

準用する。この場合において、同法第六十二條第一項第五号中「第六十六條第二項」とあるのは「中小企業団体法第六十九條第一項から第三項まで」と、同法第二項及び同法第六十三條第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第四項中「第二十七條の二第三項及び第四項」とあるのは「中小企業団体法第四十二條第二項」と、同法第六十九條中「総組合員ノ五分ノ一以上」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上(工商組合連合会ニ在リテハ議決権ノ総数ノ五分ノ一以上ニ当ル議決権ヲ有スル会員)」と読み替えるものとする。

第五節 登記

(設立の登記)

第四十八條 組合は、第四十二條第一項の設立の認可(出資組合にあつては、前条第一項において準用する協同組合法第二十九條第一項から第三項までの規定による出資の払込)があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 組合の設立の登記には、次の事項(非出資組合にあつては、第五号の事項を除く。)を掲げなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所

五 出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額

六 存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又は原因

七 役員の名及び住所

八 組合を代表すべき理事の氏名

九 数人の理事が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定

十 公告の方法

3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(移転の登記)

第四十九條 非出資組合は、第四十五條第二項に規定する出資の第一回の払込があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、出資組合への移行に関する定款の変更の登記をしなければならない。

第五十條 出資組合は、第四十六條第一項の規定による非出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十一條第二項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、

に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、非出資組合への移行に関する定款の変更の登記をしなければならない。

(設立の登記の申請)

第五十一條 組合の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面並びに出資組合にあつては出資の総口数及び第四十七條第一項において準用する協同組合法第二十九條第一項から第三項までの規定による出資の払込があつたことを証する書面を添附しなければならない。

3 合併による出資組合の設立の登記の申請書には、前項の書面のほか、第四十七條第三項において準用する協同組合法第六十三條第二項において準用する同法第五十六條第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

(移転の登記の申請)

第五十二條 第四十九條の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、移行を証する書面並びに出資の総口数を証する書面を添附しなければならない。

及び第四十五條第二項に規定する出資の第一回の払込があつたことを証する書面を添附しなければならない。

第五十三條 第五十條の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、移行を証する書面並びに第四十六條第二項において準用する協同組合法第五十六條第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

(準用)

第五十四條 組合の登記については、協同組合法第八十四條、第八十五條、第八十六條第一項、第八十七條から第九十二條まで、第九十四條、第九十五條第一項及び第二項並びに第九十六條から第九十三條まで(登記)の規定を、出資組合の登記については、同法第八十六條第二項及び第九十五條第三項(変更の登記等)の規定を準用する。

この場合において、同法第八十四條第一項中「前条第二項」とあり、同法第八十五條第一項、第八十六條第一項、第八十九條並びに第九十五條第一項及び第二項中「第八十三條第二項」とあり、同法第八

十五条第一項中「同条第二項」とあるのは「中小企業団体法第四十八条第二項」と、同法第八十六条第二項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「中小企業団体法第四十八条第二項第五号」と、同法第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「商工組合登記簿及び商工組合連合会登記簿」と、同法第九十四条中「第八十三条第五項」とあるのは「中小企業団体法第四十八条第三項」と、同法第九十七条第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第九十八条第二項中「第九十三条第三項及び前条第二項」とあるのは「前条第二項及び合併によつて消滅する組合が中小企業団体法第三十四条第二項に規定する出資組合であるときは同法第五十一条第三項」と読み替へるものとする。

#### 第六節 加入命令及び事業活動の規制に関する命令

(加入命令)  
第五十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる要件を備える商工組合の地区内において資格事業を営む中小企業者であつて組合員以外のものの事業活動が第九条に掲げる事

態の克服を阻害しており、このような状態が継続することは、その地区内において資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合において、その商工組合がその地区内において資格事業を営むすべての中小企業者の事業活動を自主的に調整することによつて同条に掲げる事態を克服することができ、かつ、その方法によることがその事態を克服するのに最も適当であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地区内において資格事業を営む中小企業者であつて組合員以外のものに對し、その商工組合に加入すべきことを命ずることができる。

一 その地区内において資格事業を営む中小企業者の四分の三以上が組合員となつていないこと。

二 その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体（その資格事業がその団体について同法の政令で定める業種に属する場合に限る。以下同じ。）の総数の四分の三以上が中小企業者であること。

三 その地区内における資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われていないこと。

2 前項の規定による命令があつたときは、その実施の日におけるその商工組合の地区内においてその実施の日における資格事業たる事業を営む中小企業者であつて組合員以外のものは、その実施の日から十五日を経過した日（その日以後その地区内においてその事業を営む中小企業者となつた者にあつては、その事業を営む中小企業者となつた日）に、その商工組合の組合員となる。

3 前項の規定により出資組合たる商工組合の組合員となる者は、第三十四条第二項ただし書の承諾を得たものとみなす。非出資組合たる商工組合が出資組合に移行した場合において、その商工組合が非出資組合であつた間に前項の規定によりその組合員となつた者について、同様とする。

(事業活動の規制に関する命令)  
第五十六条 主務大臣は、次の各号に掲げる要件を備える商工組合の組合員たる資格を有する者であつて組合員以外のもの（中小企業者を除く。）の事業活動が第九条に掲げる事態の克服を阻害しており、又はその商工組合の組合員たる資

格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては同条に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないと認められる場合において、このような状態が継続すること、又は、その地区内において資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参照して、その資格事業に係る第十七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に對し、これに従うべきことを命ずることができる。

一 その地区内において資格事業を営む者であつて中小企業者以外のもの及びその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体が加入することができること。

二 組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となつていないこと。

三 前条第一項第三号の要件を備えていないこと。

第五十七条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える商工組合連合会の地区内において資格事業を営む者

であつてその会員たる商工組合の組合員以外のもの（その会員たる商工組合の地区内の中小企業者を除く。）若しくはその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体であつてその会員たる商工組合の組合員以外のものの事業活動がその地区の全部若しくは大部分について第九条に掲げる事態の克服を阻害しており、又はその商工組合連合会の会員たる商工組合の全部若しくは大部分が組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては同条に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないと認められる場合において、このような状態が継続することは、資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参照して、その資格事業に係る第十七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限を定め、その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体に對し、これに従うべきことを命ずることができる。

一 会員たる商工組合のすべてが前条第一号の要件を備えていること。

二 その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体の総数の三分の二以上が会員たる商工組合の組合員となつてゐること。

(命令の決定)

第五十八条 第五十五条第一項、第五十六条又は前条の規定による命令は、その組合が総会の議決を経て申し出た場合でなければ、することができない。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、第五十五条第一項、第五十六条又は前条の規定による命令をするかどうかを決定し、その申出をした組合にその結果を通知しなければならない。

3 第一項の議決については、第二十三条第二項の規定を準用する。

(命令の形式)

第五十九条 第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令は、省令をもつてするものとする。

(聴聞)

第六十条 主務大臣は、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をしようとするときは、聴聞を行い、広く一般の意見をきかなければならない。

(調整規程等の変更命令)

第六十一条 主務大臣は、第五十五条第一項、第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令をしようとするとき、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令に係る商工組合又は商工組合連合会若しくはその会員たる商工組合に対し、その調整規程又は総合調整規程を変更すべきことを命ずることができ、

(命令の変更又は取消)

第六十二条 主務大臣は、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(脱退の特例)

第六十三条 第五十五条第一項の命令に係る商工組合の組合員であつて中小企業者であるものは、その命令が効力を失つたときは、第三十八条の規定にかかわらず、予告しないで脱退することができる。ただし、その命令が効力を失つた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

2 第五十五条第一項の命令に係る

商工組合の組合員であつて中小企業者であるものは、その命令が効力を失つたときは、第三十八条の規定にかかわらず、予告しないで脱退することができる。ただし、その命令が効力を失つた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

(事務の処理)

第六十四条 主務大臣は、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部はその命令に係る商工組合又は商工組合連合会若しくはその会員たる商工組合が処理すべき旨を定めることができる。

(手数料)

第六十五条 第五十六条又は第五十七条の規定による命令に基く登録、割当、検査その他の処分を受ける者は、省令で定めるところにより、その処分をするのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において省令で定める額の手数を納付しなければならない。

(秘密保持義務)

第六十六条 次に掲げる者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

一 第五十五条第一項の規定による

命令に係る商工組合の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

二 第六十四条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者

第七節 監督

(主務大臣の命令)

第六十七条 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止してゐると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(役員等の解任)

第六十八条 主務大臣は、第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の役員若しくは監査員が法令、定款、規約若しくは調整規程に違反し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるとき、又は第六十四

条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは監査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができ、

(商工組合等に対する解散の命令)

第六十九条 主務大臣は、商工組合が第九條又は第十二條に掲げる要件を欠くに至つたと認めるときは、その商工組合に対し、解散を命ずることができ、

2 主務大臣は、商工組合連合会が第十六條に掲げる要件を欠くに至つたと認めるとき、又はその会員たる商工組合が一となつたときは、その商工組合連合会に対し、解散を命ずることができ、

3 主務大臣は、組合が第六十七条の規定による命令に違反したとき、又は組合の地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当でなくなつたと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができ、

4 前三項の規定による解散の命令には、協同組合法第六六條の二(弁明の機会の供与)の規定を準用する。

## (不服の申立)

第七十条 第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合が調整規程の実施のためにした行為又は第六十四条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服のある者は、その行為のあったことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に不服の申立をすることができ、ただし、行為の日から六十日を経過したときには、不服の申立をすることができない。

## (準用)

第七十一条 組合の監督については、協同組合法第四百条から第四百五条の二まで(不服の申出等)の規定を準用する。この場合において、「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と、同法第四百五条第一項中「総数の十分の一以上」とあるのは「総数の十分の一以上(商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に当る議決権を有する会員)」と読み替へるものとする。

## 第八節 中小企業安定審議会

会並びに中央中小企業調停審議会及び都道府県中小企業調停審議会

## (中小企業安定審議会)

第七十二条 通商産業省に、中小企業安定審議会を置く。

第七十三条 中小企業安定審議会(以下「安定審議会」という)は、関係各大臣の諮問に応じ、組合の調整事業に関する重要事項を調査審議する。

2 主務大臣は、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をしようとするときは、安定審議会に諮問しなければならない。

第七十四条 安定審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、安定審議会に、専門委員を置くことができる。

第七十五条 安定審議会の委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第七十六条 安定審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十七条 安定審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

第七十八条 安定審議会の委員及び専門委員は、非常勤とする。

第七十九条 安定審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

3 部会に属すべき委員は、会長を指名する。

4 安定審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて安定審議会の決議とすることができ、

第八十条 前条に定めるもののほか、安定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業大臣が定める。

## (中小企業調停審議会)

第八十一条 通商産業省に、中央中小企業調停審議会を置く。

2 都道府県は、第九十五条の政令で第三十条の規定による主務大臣の勧告の権限の全部又は一部が都道府県知事に委任されたときは、都道府県中小企業調停審議会を置くことができる。

第八十二条 中央中小企業調停審議会は関係各大臣の、都道府県中小企業調停審議会は都道府県知事の諮問に応じ、組合協約に関する重要事項を調査審議する。

第八十三条 中央中小企業調停審議会は会長一人及び委員九人以内で、都道府県中小企業調停審議会は会長一人及び委員六人以内で組織する。

第八十四条 中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会(以下「調停審議会」と総称する)の会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣又は都道府県知事が任命する。

第八十五条 調停審議会の会長及び委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の会長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八十六条 調停審議会の会長及び委員は、非常勤とする。

第八十七条 調停審議会の会長は、会務を総理する。

第八十八条 前条に定めるもののほか、調停審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業大臣又は都道府県知事が定める。

第九節 雑則

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第八十九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第十八条若しくは第三十二条の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程又は第二十八条第一項(第三十三条において準用する場合を含む)の認可を受けた組合協約及びこれらに基いてする行為には、適用しない。ただし、次の

各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 次条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第四項の請求に応じ、主務大臣が第二十一条(第二十八、三十三条において準用する場合を含む)又は第三十三条において準用する場合を含む)の規定による処分をした場合を除く。

2 次条第四項の規定による請求が調整規程又は総合調整規程の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整規程又は総合調整規程の定めうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基いてする行為には、適用しない。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、組合が第十七条第二項(第三十三条において準用する場合を含む)の規定に基いてする行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限す

ることにより不当に対価を引き上げるることとなるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第九十条 主務大臣は、第十七条第一項第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる制限に係る調整規程若しくは総合調整規程について第十八条若しくは第三十二条の認可をし、又はその調整規程若しくは総合調整規程に係る組合規約について第二十八条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の認可をし、又はその認可をしないときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

2 主務大臣は、第十八条、第二十八条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)若しくは第三十二条の認可をし、又はその認可をしないときは、(前項に規定する場合を除く。)、又は第五十五条第一項、第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令をし、又はその認可をしないときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

8 主務大臣は、第二十一条(第二十八条第三項(第三十三条において準用する場合を含む。))又は第三十三条において準用する場合を含む。又は第六十一条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その

の旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

4 公正取引委員会は、組合が第十八条若しくは第三十二条の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程の内容が第十九条各号(第三十三条において準用する場合を含む。)に適合するものでなく、又は組合が第二十八条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の認可を受けた組合規約の内容が第二十八条第二項各号(第三十三条において準用する場合を含む。)に適合するものでなく、又は認めるときは、主務大臣に対し、第二十一条(第二十八条第三項(第三十三条において準用する場合を含む。))又は第三十三条において準用する場合を含む。(の)規定による処分をすべきことを請求することができる。

5 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(排除措置)

第九十一条 公正取引委員会は、商工組合の組合員又は商工組合連合会の会員たる商工組合の組合員であつて中小企業者以外のものが第十七条第二項(第三十三条において準用する場合を含む。)の事業を利用することが公共の利益に反し

て一定の取引分野における競争を事実的に制限し、又は制限するおそれがあると認めるときは、その組合員に対し、その事業の利用を禁止することができる。

2 前項の場合については、協同組合法第八十条及び第九十条(排除措置の手続等)の規定を準用する。

(報告の徴収)

第九十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、組合員たる資格を有する者又は第二十九条第一項各号に掲げる者であつて同項の規定による申出を受けたものに対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第九十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合員たる資格を有する者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の事務所に立ち入り、業務又は経理の状況を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣)

第九十四条 この法律における主務大臣は、組合の資格事業を所管する大臣とする。ただし、第三十条の規定による報告に関しては、その交渉の相手方の行い事業を所管する大臣(その交渉の相手方が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その交渉の相手方の行い事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)及び組合の資格事業を所管する大臣とする。

2 主務大臣は、この法律の規定による命令、認可若しくはその取消又は勧告をし、又はその認可をしないときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(権限の委任)

第九十五条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

第四章 組織変更

(事業協同組合への組織変更)

第九十六条 次の各号に適合する商工組合は、総会の議決を経て、その組織を変更し、事業協同組合になることができる。

一 第十七条第二項の事業を行っていること。

二 協同組合法第七条第一項又は第二項に掲げる小規模の事業者のみが組合員となつてゐること。

三 組合員の全部に出資をさせてゐること。

四 その商工組合について第五十五条第一項若しくは第五十六条の規定による命令がされ、又はその商工組合が会員となつてゐる商工組合連合会について第五十七条の規定による命令がされてゐないこと。

2 前項の議決は、組合員の議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 第一項の総会においては、定款及び事業計画の変更その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

4 総代会においては、第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十五条第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による組織

変更について議決することができない。

5 理事は、第一項の總會の終了後遅滞なく、定数並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。

6 前項の認可については、協同組合法第二十七条の二第三項（設立認可の基準）及び第百十一条（所管行政庁）の規定を準用する。

7 第一項の規定による組織変更は、主たる事務所の所在地において第九十九条第一項の規定による登記をすることによってその効力を生ずる。

8 商工組合は、第一項の規定による組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（商工組合への組織変更）

第九十七条 次の各号に適合する事業協同組合は、總會の議決を経て、その組織を変更し、出資組合たる商工組合になることができる。

一 資格事業について第九条に掲げる事態が生じていること。

二 その地区が資格事業の種類の一部又は一部が同一である商工組合の地区と重複するものではないこと。（商店街組合になる事

業協同組合の地区と商店街組合以外の商工組合の地区とが重複する場合及び商店街組合以外の商工組合になる事業協同組合の地区と商店街組合の地区とが重複する場合を除く。）

三 第十二条の要件を備えていること。

2 前項の規定による組織変更については、前条第二項から第八項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同条第六項中「協同組合法第二十七条の二第三項」とあるのは「第四十二条第二項」と、同条第七項中「第九十九条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、同条第八項中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と読み替えるものとする。

（役員の変更）

第九十八条 商工組合が第九十六条第一項の規定により事業協同組合になつたとき、又は事業協同組合が前条第一項の規定により商工組合になつたときは、次条第一項又は第百条第一項の規定による登記をした日から九十日以内に、役員の全部の改選をしなければならない。

（組織変更の登記）

第九十九条 商工組合は、第九十六条第五項の認可があつた日から、

主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、商工組合については第五十四条において準用する協同組合法第八十八条の登記を、事業協同組合については協同組合法第八十三条第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、商工組合については登記については、協同組合法第九十七条第一項及び第二項（解散の登記の申請）の規定を、事業協同組合については登記については、同法第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条（設立の登記の申請）の規定を準用する。

第百条 事業協同組合は、第九十七条第二項において準用する第九十六条第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合については協同組合法第八十八条の登記を、商工組合については第四十八条第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合については登記については、協同組合法第九十七条第一項及び第二項（解散の登記の申請）の規

定を、商工組合についてする登記については、第五十一条第一項及び第二項並びに協同組合法第九十四条（従たる事務所の所在地における設立の登記の申請）の規定を準用する。

第五章 中小企業団体中央会  
第百一条 中小企業団体中央会については、協同組合法の定めるところによる。

#### 第六章 罰則

第百二条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問はず、組合の事業の範圍外において、貸付をし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。

第百三条 次の各号に掲げる者がその職務に関しわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

一 第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の役員又は職員  
二 第六十四条の規定により第五十六条又は第五十七条の規定に

よる命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員であつて、その事務に従事するもの

第百四条 前条各号に掲げる役員又は職員にならうとする者がその担当すべき職務に関し請託を受けてわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条各号に掲げる役員又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 前条各号に掲げる役員又は職員であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしないことに関しわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第百五条 前二条の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百六条 第百三条又は第百四条に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。  
第百七条 第六十六条の規定に違反して、その職務に関し得た

秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百八条 第五十六条又は第五十七条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百九条 第十八条又は第三十二条の認可を受けずに調整規程又は総合調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第百十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第八条第三項の規定に違反した者

二 第十七条第五項(第三十三条において準用する場合を含む。)において準用する協同組合法第九條の三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十二條(第二十八條第三項(第三十三條において準用する場合を含む。))又は第三十三條において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第七十一条において準用する協同組合法第五條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第九十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第九十三条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百十一条 第六十一条又は第六十七条の規定による命令に違反した組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第百十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八八條又は第九十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その人又は法人に対して各本條の刑を科する。

第百十三条 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした組合又は事業協同組合の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律に定める登記を怠つたとき。

二 第九十六條第八項(第九十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第百十四条 次の各号に掲げる違反

があつた場合は、その行為をした組合の理事は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第十七條第三項(第三十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

第百十五条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第八條第四項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

第百十六条 組合については、協同組合法第百十五條第三号から第十号までの規定を、出資組合については、同条第十二号から第十四号までの規定を準用し、これらの規定に掲げる違反については、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

第百十七条 第九十一条第二項において準用する協同組合法第八條において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十條及び第四十六條の規定を準用する場合の違反については、同法第九十四條及び第九十四條の二の規定を準用する。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律(以下「新法」といふ)は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

##### (中小企業安定法の廃止)

第二条 中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号。以下「旧安定法」といふ)は、廃止する。

##### (商工組合等への移行)

第三条 旧安定法による調整組合又は調整組合連合会であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日においてそれぞれ新法による商工組合又は商工組合連合会になつたものとみなす。

第四条 旧安定法による調整組合又は調整組合連合会の役員であつて、新法の施行の際現にその職にあるものは、新法の施行の日においてそれぞれ新法による商工組合又は商工組合連合会の役員となつたものとみなす。

2 前項の規定により新法による商工組合又は商工組合連合会の役員となつたものとみなされた者の任期は、それぞれその者が旧安定法による調整組合又は調整組合連合会の役員となつた日から起算する。

第五条 附則第三条の規定により新法による商工組合又は商工組合連

合会になつたものとみなされた調整組合又は調整組合連合会は、新法の施行の日から三月以内に必要

な定款の変更につき第四十七條第二項において準用する協同組合法

第五十一条第二項の認可の申請をしなければならぬ。

2

主務大臣は、前項の調整組合又は調整組合連合会が同項の期間内に同項の申請をしなかつたときは、その調整組合又は調整組合連合会に対し、解散を命じなければならぬ。

3 第一項の調整組合又は調整組合連合会は、前項の規定による解散の命令によつて解散する。

4 前項の場合については、協同組合法第八十八條(解散の登記)及び第九十七條第三項(解散の登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、同項中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替へるものとする。

5 第一項の調整組合又は調整組合連合会については、第八條第一項の規定は、第一項の定款の変更につき第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があるまでは、適用しない。

第六条 新法の施行前に前条第一項の調整組合又は調整組合連合会について旧安定法により調整組合登

記録又は調整組合連合会登記簿に登記された事項は、新法の施行の日においてそれぞれ新法により商工組合登記簿又は商工組合連合会登記簿に登記されたものとみなす。

(名称)

第七條 新法の施行の際現にその名称中に商工組合、工業組合若しくは商業組合又は商工組合連合会、工業組合連合会若しくは商業組合連合会という文字を用いている者は、新法の施行後三月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第八條第三項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(処分等の効力)

第八條 新法の施行前に旧安定法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中これに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

(旧安定法の効力に関する経過規定)

第九條 旧安定法第二十九條第一項若しくは第二項又は第二十九條の二の規定による命令については、同法は、附則第三條の規定にかかわらず、新法の施行の日から一月間は、なおその効力を有する。

第十條 繊維工業設備臨時措置法(昭和三十一年法律第三十号)

第三十條第三項及び第三十一條第二項の適用については、旧安定法は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

(協同組合法の改正)

第十一條 協同組合法の一部を次のように改正する。

目次中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 中小企業団体中央会

第七十條を次のように改める。

(種類)

第七十條 中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)は、都道府県中小企業団体中央会(以下「都道府県中央会」という。)及び全国中小企業団体中央会(以下「全国中央会」という。)とする。

第七十二條第一項第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、同項第二号中「全国中小企業等協同組合中央会」を「全国中小企業団体中央会」に改める。

第七十四條第一項第一号中「組合」の下に「商工組合及び商工組合連合会(以下「組合等」という。)」を、「指導」の下に「並びに連絡」を加え、同項第一号から第四号まで

の規定中「組合」を「組合等」に改め、同項第五号中「組合」を「組合等及び中小企業」に改め、同条第二項中「組合及び中央会」を「組合等、中央会及び中小企業」に改める。

第七十五條第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 組合等の連絡

第七十五條第一項第二号及び第三号中「組合」を「組合等」に改め、同項第四号中「組合及び都道府県中央会」を「組合等、都道府県中央会及び中小企業」に改める。

第七十六條第一項第一号及び第二項第二号中「組合」を「組合等」に改める。

第八十一條第二項及び第八十二條の十二中「組合」を「組合等」に改める。

第九十二條第二項中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。

第十二條 協同組合法による中小企業等協同組合中央会であつて、新法の施行の際現に存するものは、

新法の施行の日において改正後の協同組合法による中小企業団体中央会になつたものとみなす。

2 前項の場合については、附則第四條から第六條までの規定を準用する。

(罰則の経過規定)

第十三條 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第九條の規定により旧安定法がなおその効力を有する間にした行為に対する罰則の適用については、同法は、同条に規定する期間の経過後も、なおその効力を有する。

中小企業団体法案に対する修正案

中小企業団体法案に対する修正

中小企業団体法案の一部を次のように修正する。

正

中小企業団体の組織に関する題名を次のように改める。

法律

第三條第一項中第二号を第四号とし、以下順次二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 事業協同小組合

三 火災共済協同組合

第四條中「事業協同組合」の下に「事業協同小組合、火災共済協同組合」を加える。

第十一條第二号中「事業協同組合」の下に「事業協同小組合」を加える。

第十七條第五項中「第九條の二第三項から第六項まで」を「第九條の二

第二項、第四項から第八項まで」に改める。

第二十九條第一項中「商工組合の代表者」の下に「(その商工組合が会員となつてゐる商工組合連合会の代表者を含む。)」を加え、「その交渉に應ずるために誠意をもつて措置しなければならない。」を「正当な理由がない限りその交渉に應じなければならない。」に、「資格事業を営む者」を「農業協同組合、水産業協同組合、消費生活協同組合及びこれらに類するもので政令で定めるもの並びに資格事業を営む者」に改め、同条第二項中「商工組合の代表者は、」の下に「調整規程が設定又は変更される前にその案に係る調整事業に関し、」を加える。

第四十二條第三項を第四項とし、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 主務大臣は、前項第一号に適合

してゐるかどうかについて中小企業安定審議会に諮問して定める判定の基準に従わなければならない。

第四十七條第二項及び第三項中「第二十七條の二第三項及び第四項」を「第二十七條の二第四項から第六項まで」に、「中小企業団体法」を「中小企業団体の組織に関する法律」に改め、同条第三項中「協同組合法第六十二條」を「協同組合法第六十二條第一項及び第二項」に、「第六十八

条」を「第六十八條第一項」に改める。

第五十四條中「中小企業団体法」を「中小企業団体の組織に関する法律」に改め、「事業協同組合登記簿」の下に「事業協同小組組合登記簿、火災共済協同組合登記簿」を加える。

第五十五條第二項中「組合員以外」のものを「(第四項の規定により認証を受けた者を除く)」を加え、「十五日」を「二十日」に改め、第三項の次に次の五項を加える。

4 第一項の規定による命令があつたときは、その命令の対象となつた中小企業者のうちその商工組合に加入することに支障がある者は、その命令があつた日から起算して二週間以内に行政府にその旨の認証を求めることができる。この場合において当該行政府は、その認証を第一項の規定による命令の実施の日から二十日以内にしなければならない。

5 前項の規定により認証を受けた者は、その商工組合の行い調整事業に係る制限に従わなければならない。

6 商工組合は、前項の規定の適用を受ける者に対し、その商工組合の調整規程で定める例に従い、その調整事業に係る制限を実施するため必要な限度において、検査を

行い、手数料、経費及び過怠金を課することができる。

7 第一項の規定による命令に係る商工組合は、その命令があつた日から九十日以内に、その商工組合の実施している調整規程を変更するかどうかについて、總會の議決を経なければならない。

8 前項の議決については、第二十三條第二項の規定を準用する。

第五十九條中「又は第五十七條」を「第五十七條又は前條」に改め、同條を第五十八條第四項とする。

(設備新設の制限命令)

第五十八條 主務大臣は、政令で定める資格事業につき、第五十六條又は第五十七條の規定により生産の設備の制限に関する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、その命令に係る地区内における当該資格事業に係る物の生産の設備の新設の制限又は禁止を命ずることができる。

第六十條及び第六十二條中「第五

十六條又は第五十七條」を「又は第五十六條から第五十八條まで」に改める。

第七十條本文を同條第二項とし、同條に第一項として次のように加える。

第五十五條第一項、第五十六條、第五十七條又は第五十八條の規定による命令又は第五十五條第一項の規定による命令に係る商工組合の調整規定に不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に不服の申立をすることができる。

第七十三條第二項を次のように改める。

2 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合には、安定審議会に諮問しなければならない。

一 第十八條の規定により第五十五條第一項の規定による命令に係る商工組合の調整規程の変更の認可をしようとするとき。

二 第五十五條第一項、第五十六條、第五十七條又は第五十八條の規定による命令をしようとするとき。

第九十二條中「又は第二十九條」を「第二十九條に改め、」申出を受けたいもの」の下に「又は第五十八條の規定による命令に係る生産の設備を設置している者」を加える。

第九十三條第一項中「組合員たる資格を有する者」の下に「又は第五十八條の規定による命令に係る生産の設備を設置している者」を加える。

第九十四條の見出し中「主務大臣」の下に「等」を加え、同條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第五十五條第四項に規定する行政府は、都道府県知事とする。

第九十六條第六項及び第九十七條第二項中「第二十七條の二第三項」を「第二十七條の二第四項」に改める。

「第二百八條中「又は第五十七條」を「第五十七條又は第五十八條」に改める。

〔報告書は會議録・追録に掲載〕

中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

(登録税法の改正)

第一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「中小企業等協同組合中央会」を「商工組合、商工組合連合会、中小企業等協同組合中央会」に改め、「中小企業等協同組合法」の下に、「中小企業団体法」を加える。

(印紙税法の改正)

第二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第五号ノ八中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、同條第六号中「中小企業等協同組合ノ発スル出資証券」の下に、「預金通帳」を加え、「若ハ輸出組合」を「輸出組合、商工組合若ハ商工組合連合会」に改め、同條第九号ノ四中「貯金証券」を「預金証券」に改める。

(商工組合中央金庫法の改正)

第三条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

「所属組合」を「所属団体」に改める。

第一条第一項中「(塩業組合ヲ含ム)」を「(其ノ他主トシテ中小規模ノ事業者ヲ構成員トスル団体)」に改める。

第三条第三項中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合又は商工組合連合会」を、「事業協同組合」の下に「又ハ商工組合」を加え、同條第四項中「中小企業等協同組合」の下に、「商工組合又ハ商工組合連合会」を加える。

第七條第一項を次のように改める。

左に掲ぐる者ノ外商工組合中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ズ

一 政府

二 中小企業等協同組合、商工組合又ハ商工組合連合会

三 塩業組合（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ヲ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

四 酒造組合、酒造組合連合会又ハ酒造組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ヲ常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

五 酒販組合、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ヲ常時三十人以上ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

第二十七条第一項中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会又ハ酒販組合中央会」を加える。

第二十八条第一項第六号中「其ノ構成員」を「商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会若ハ酒販組合中央会、此等ノ構成員」に改める。

第二十九条第一項第三号中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合、商工組合連合会、塩業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、酒販組合中央会又ハ此等ノ構成員」に改める。

（所得税法の改正）

第四条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「調整組合及び同連合会」を削る。

（法人税法の改正）

第五条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「調整組合及び同連合会」を削る。

第九条第六項中「中小企業等協同組合（企業組合を除く）」の下に「商工組合、商工組合連合会」を加える。

第六条 前条の規定による改正後の法人税法第九条第六項の規定は、中小企業団体法（昭和三十三年法律第 号）の施行の日以後終了する事業年度分の法人税から適用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正）

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項ただし書中「第八号」の下に「及び第八号の二」を加え、「事業協同組合又は協同組合連合会」を「事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会、協同組合連合会、商工組合又は商

工組合連合会」に、「当該事業協同組合又は協同組合連合会」を、当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 中小企業団体法（昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の改正）

第八条 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号の二中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

（中小企業庁設置法の改正）

第九条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号の次に次の一号を加え、同項第十号を削る。

二の二 中小企業団体法（昭和三十三年法律第 号）の施行に関する事。

第五条第一項中「中小企業安定審議会」の下に「及び中央中小企業調停審議会」を加え、同条第二項中「中小企業安定審議会」の下に「及び中央中小企業調停審議会」を加え、「中小企業安定法」を「中小企業団体法」に改める。

（運輸省設置法の改正）

第十条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の九中「中小企業等協同組合」の下に「並びに商工組合及び商工組合連合会」を加える。

（地方税法の改正）

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

第七十二条の五第一項第四号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、「調整組合及び調整組合連合会」を削る。

第七十二条の十八第二項中「及び輸出入組合」を「輸出入組合、

商工組合及び商工組合連合会」に改める。

第七十二条の二十二第四項第五号中「(企業組合を除く。)」の下に「商工組合、商工組合連合会」を加える。

第七十三条の四第一項第八号中「及び中小企業等協同組合法による組合(企業組合を除く。)」及び連合会を、中小企業等協同組合法及び中小企業団体法(昭和三十三年法律第 号)による組合及び連合会(企業組合並びに商工組合及び商工組合連合会であつて中小企業団体法第十七条第一項(同法第三十三条において準用する場合を含む。))に規定する事業のみを行ふものを除く。に改める。

第二百九十六条第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。

第三百四十八条第二項第十一号の二中「及び中小企業等協同組合法による組合(企業組合を除く。)」及び連合会を、中小企業等協同組合法及び中小企業団体法による組合及び連合会(企業組合並びに商工組合及び商工組合連合会であ

つて中小企業団体法第十七条第一項(同法第三十三条において準用する場合を含む。))に規定する事業のみを行ふものを除く。に改め、同条第四項中「及び中小企業等協同組合法を、中小企業等協同組合法及び中小企業団体法に、中小企業等協同組合中央会を、中小企業団体中央会」に改め、「事務所及び倉庫」の下に「(商工組合又は商工組合連合会に係るものにあつては、中小企業団体法第十七条第一項(同法第三十三条において準用する場合を含む。))に規定する事業に使用する部分を除く。」を加える。

(中小企業信用保険法の改正)  
第十二条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。  
「指定法人」を「信用保証協会」に改める。  
第二条中第二項を削り、第三項第四号を次のように改め、同項を同条第二項とする。  
四 商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行ふもの又はその構成員が特定事業を行ふ者であるもの

第二条第四項第二号及び第三号中「組合の下に」、商工組合及び商工組合連合会」を加え、同項を同条第三項とする。  
第四条第二項中「調整組合、調整組合連合会」を「商工組合、商工組合連合会」に改める。  
第九条の三第二項中「調整組合、調整組合連合会」を「商工組合、商工組合連合会」に改め、「小企業者が中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。

第九条の六第三項中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合又は商工組合連合会」を加える。  
(輸出入取引法の改正)  
第十三条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。  
第十九条第一項中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。  
(中小企業金融公庫法の改正)  
第十四条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。  
第二条第四号を次のように改める。

四 商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行ふもの又はその構成員が特定事業を行ふ者であるもの  
(輸出水産業の振興に関する法律の改正)  
第十五条 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
第二十五条中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。  
(中小企業振興資金助成法の改正)  
第十六条 中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「中小企業等協同組合の施設及び」を「中小企業等協同組合、商工組合及び商工組合連合会の施設並びに」に、「中小企業等協同組合の活動」を「中小企業等協同組合、商工組合及び商工組合連合会の活動」に改める。  
第三条第一項第一号の次に次の一号を加える。  
一の二 商工組合又は商工組合連合会の施設であつて、中小企業団体法(昭和三十三年法律第 号)第十七条第二項

第一号(同法第三十三条において準用する場合を含む。))に掲げるものの設置に必要な資金  
第四条中「一の中小企業等協同組合」を「一の中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会」に、「中小企業等協同組合の施設」を「中小企業等協同組合、商工組合若しくは商工組合連合会の施設」に改める。  
(繊維工業設備臨時措置法の改正)  
第十七条 繊維工業設備臨時措置法(昭和三十一年法律第三十号)の一部を次のように改正する。  
第二十四条第一項中「中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号)第二十九条第一項若しくは第二項を他の法律に改め、同条第二項中「中小企業安定法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づく生産設備の制限に関する命令の別」を「通商産業省令で定める区分」に改める。  
第三十条の見出し中「調整組合」を「商工組合」に改め、同条第一項中「調整組合」を「商工組合」に、「調整組合連合会」を「商工組合連合会

律第 号)第十七条第二項第一号(同法第三十三条において準用する場合を含む。))に掲げるものの設置に必要な資金  
第四条中「一の中小企業等協同組合」を「一の中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会」に、「中小企業等協同組合の施設」を「中小企業等協同組合、商工組合若しくは商工組合連合会の施設」に改める。  
(繊維工業設備臨時措置法の改正)  
第十七条 繊維工業設備臨時措置法(昭和三十一年法律第三十号)の一部を次のように改正する。  
第二十四条第一項中「中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号)第二十九条第一項若しくは第二項を他の法律に改め、同条第二項中「中小企業安定法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づく生産設備の制限に関する命令の別」を「通商産業省令で定める区分」に改める。  
第三十条の見出し中「調整組合」を「商工組合」に改め、同条第一項中「調整組合」を「商工組合」に、「調整組合連合会」を「商工組合連合会

律第 号)第十七条第二項第一号(同法第三十三条において準用する場合を含む。))に掲げるものの設置に必要な資金  
第四条中「一の中小企業等協同組合」を「一の中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会」に、「中小企業等協同組合の施設」を「中小企業等協同組合、商工組合若しくは商工組合連合会の施設」に改める。  
(繊維工業設備臨時措置法の改正)  
第十七条 繊維工業設備臨時措置法(昭和三十一年法律第三十号)の一部を次のように改正する。  
第二十四条第一項中「中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号)第二十九条第一項若しくは第二項を他の法律に改め、同条第二項中「中小企業安定法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づく生産設備の制限に関する命令の別」を「通商産業省令で定める区分」に改める。  
第三十条の見出し中「調整組合」を「商工組合」に改め、同条第一項中「調整組合」を「商工組合」に、「調整組合連合会」を「商工組合連合会

律第 号)第十七条第二項第一号(同法第三十三条において準用する場合を含む。))に掲げるものの設置に必要な資金  
第四条中「一の中小企業等協同組合」を「一の中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会」に、「中小企業等協同組合の施設」を「中小企業等協同組合、商工組合若しくは商工組合連合会の施設」に改める。  
(繊維工業設備臨時措置法の改正)  
第十七条 繊維工業設備臨時措置法(昭和三十一年法律第三十号)の一部を次のように改正する。  
第二十四条第一項中「中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号)第二十九条第一項若しくは第二項を他の法律に改め、同条第二項中「中小企業安定法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づく生産設備の制限に関する命令の別」を「通商産業省令で定める区分」に改める。  
第三十条の見出し中「調整組合」を「商工組合」に改め、同条第一項中「調整組合」を「商工組合」に、「調整組合連合会」を「商工組合連合会

律第 号)第十七条第二項第一号(同法第三十三条において準用する場合を含む。))に掲げるものの設置に必要な資金  
第四条中「一の中小企業等協同組合」を「一の中小企業等協同組合、商工組合、商工組合連合会」に、「中小企業等協同組合の施設」を「中小企業等協同組合、商工組合若しくは商工組合連合会の施設」に改める。  
(繊維工業設備臨時措置法の改正)  
第十七条 繊維工業設備臨時措置法(昭和三十一年法律第三十号)の一部を次のように改正する。  
第二十四条第一項中「中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号)第二十九条第一項若しくは第二項を他の法律に改め、同条第二項中「中小企業安定法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づく生産設備の制限に関する命令の別」を「通商産業省令で定める区分」に改める。  
第三十条の見出し中「調整組合」を「商工組合」に改め、同条第一項中「調整組合」を「商工組合」に、「調整組合連合会」を「商工組合連合会

会」に改め、「中小企業安定法第十五条又は第二十六条に規定する事業のほか」を削り、同条第二項中「調整組合」を「商工組合」に、「調整組合連合会」を「商工組合連合会」に改める。

第三十一条第一項中「調整組合」を「商工組合」に、「調整組合連合会」を「商工組合連合会」に改める。

#### (租税特別措置法の改正)

第十八条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「中小企業等協同組合(企業組合を除く)」の下に、「商工組合、商工組合連合会」を加える。

第六十条第一項中「事業協同組合」の下に、「中小企業団体法(昭和三十三年法律第 号)第九十七条第一項の規定により組織を変更して商工組合となつたものを含む。」を加える。

(生糸製造設備臨時措置法の改正)  
第十九条 生糸製造設備臨時措置法(昭和三十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。

#### 附 則

この法律は、中小企業団体法の施行の日から施行する。

中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対する修正案

中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対する修正案

中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名、本則及び附則中「中小企業団体法」を「中小企業団体の組織に関する法律」に改める。

第三条のうち、第三条の改正規定中「商工組合又ハ」を「商工組合」に、「又ハ商工組合」を「商工組合」に改め、第七条第一項の改正規定中「又ハ商工組合連合会」を「商工組合連合会、環境衛生同業組合又は環境衛生同業組合連合会」に改め、第二十七條第一項の改正規定中「酒販組合連合会又ハ」を「酒販組合連合会」に改め、第二十八條第一項の改正規定

中「其ノ構成員」を「中小企業等協同組合、」の下に「若ハ酒販組合中央会、此等ノ構成員」に改める。を、酒販組合中央会、」を加える。に改め、第二十九條第一項の改正規定中「又は酒販組合中央会」を、「酒販組合中央会」に、「又ハ其ノ構成員」を「中小企業等協同組合」の下に「若ハ酒販組合中央会又ハ此等ノ構成員」に改める。を、「酒販組合中央会」を加える。に改める。

第七條のうち、第二十四條の二の改正規定中「事業協同組合、」の下に「事業協同小組合、」を加える。

第十六條中第一條の改正規定を次のように改める。

第一條中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合、商工組合連合会」を加える。

第十六條のうち、第三條の改正規定中「第三條第一項第一号」を「第三條第一項中第一号の二を第一号の三とし、第一号」に改め、第四條の改正規定を次のように改める。

第四條中「中小企業等協同組合」の下に「商工組合、商工組合連合会」を加える。

#### 〔報告書は會議録追録に掲載〕

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三條の二」を「第二十三條の三」に改める。

第三條第一号の次に次の二号を加える。

一の二 事業協同小組合

一の三 火災共済協同組合

第六條第一項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 事業協同小組合にあつては、協同小組合

一の三 火災共済協同組合にあつては、火災共済協同組合

第六條第一項第三号中「協同組合」の下に「協同小組合、火災共済協同組合」を加える。

第六條第二項中「事業協同組合、」の下に「事業協同小組合、火災共済協同組合、」を加える。

第七條第一項のうち、第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を第一号とし、第一号中「事業協同組合」の下に「火災共済協同組合」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二 事業協同小組合

第八條のうち、第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「事業者」の下に「又は事業協同小組合」を加え、第二項から第四項までを順次二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 事業協同小組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において主として自己の勤労によつて商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者であつて、おおむね常時使用する従業員の数が五人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二人)をこえないもので定款で定めるものとする。

3 火災共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他省令で定める事業を行う前条第一項又は第二項に掲げるすべての小規模の事業者(その地区が全国にわたる組合にあつては、これらの事業者のうち

ち、定款で定める一の業種に属する事業を行うものとする。

第九条の二のうち、見出し及び本文中「事業協同組合」の下に「及び事業協同小組合」を加え、第四項から第六項までを順次二項ずつ繰り下げ、第二項及び第三項を順次一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

2 事業協同組合及び事業協同小組合は、前項第三号の規定により締結する火災により財産に生ずることのある損害をうめるための共済契約においては、共済契約者一人につき共済金額の総額を三十万円をこえるものと定めてはならない。

第九条の二第四項の次に次の一項を加える。

5 事業協同組合又は事業協同小組合の組合員と取引関係がある事業者(小規模の事業者を除く)は、その取引条件について事業協同組合又は事業協同小組合の代表者(これらの組合が会員となつてゐる協同組合連合会の代表者を含む)が政令の定めるところにより団体協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、誠意を

もつてその交渉に応ずるものとする。

第九条の二の次に次の一条を加える。

(あつせん又は調停)

第九条の二の二 前条第五項の交渉の当事者の双方又は一方は、当該交渉ができないとき又は団体協約の内容につき協議が調わないときは、行政庁に対し、そのあつせん又は調停を申請することができ

2 行政庁は、前項の申請があつた場合において経済取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、すみやかにあつせん又は調停を行うものとする。

3 行政庁は、前項の規定により調停を行う場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができる。

4 行政庁は、前二項のあつせん又は調停については、中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会に諮問しなければならない。

第九条の七の次に次の四条を加える。

(火災共済協同組合)

第九条の七の二 火災共済協同組合は、次の事業を行うものとする。

一 組合員のために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめるための火災共済事業

二 前号の事業に附帯する事業

2 火災共済協同組合は、前項の事業のほか、組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者のために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめるための火災共済事業をあわせ行うことができる。

(共済金額の制限)

第九条の七の三 火災共済協同組合は、共済契約者一人につき共済金額の総額が百五十万円をこえる火災共済契約を締結することができず、かつ、当該共済金額の総額が火災共済契約を締結する事業年度の直前の事業年度終了の日における次の各号に掲げる額の合計額(当該事業年度終了の日において決算上の損失の金額があるとき

は、その金額を控除した金額)の百分の十五に相当する金額をこえる火災共済契約を締結することができない。ただし、省令で定めるところにより、行政庁の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 出資総額

二 第五十八条第一項の規定により積み立てた準備金の額

三 第五十八条第五項に規定する責任準備金のうち省令で定める金額

四 任意積立金の額

五 地方公共団体又は金融機関が当該組合のために支払を保証した金額

(火災共済の目的の譲渡等)

第九条の七の四 火災共済契約の共済の目的が譲渡された場合においては、譲渡人は、火災共済協同組合の承諾を得て、その目的に関し譲渡人が有する火災共済契約上の権利義務を承継することができる。この場合において、当該目的がその譲渡により火災共済協同組合の組合員、組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者(以下「組合員等」という)の財産でな

くつたときは、当該目的は、当該火災共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第九条の七の二の規定を適用する。

2 前項の規定は、死亡又は合併により共済の目的が承継された場合について準用する。

3 組合員等が組合員等でなくなつた場合(前項に規定する場合を除く)において、その際締結されていた火災共済契約の目的のうち、その組合員等でなくなつたことにより組合員等の財産でなくなつた財産があるときは、当該財産は、当該財産に係る火災共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第九条の七の二の規定を適用する。

(商法等の準用)

第九条の七の五 商法第三編第十章第一節第一款(第六百五十条第一項及び第六百六十四条を除く)(損害保険の総則)及び第二款(火災保険)の規定は、火災共済協同組合が締結する火災共済契約について準用する。

2 保険募集の取締に関する法律(昭和二十三年法律第七十二号)

七四九

の規定は、火災共済協同組合の行う火災共済事業に準用する。この場合において、同法中「大蔵大臣」又は「大蔵省」とあるのは「行政庁」と、同法第十八条第一項中「その役員若しくは使用人又は同項の規定により登録された損害保険代理店に対する場合」とあるのは「その火災共済協同組合の組合員又はその火災共済協同組合の役員若しくは職員に対する場合」と読み替へるものとする。

第九条の九第一項第三号から第七号までを順次一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 会員が火災共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済

第九条の九のうち、第四項を第五項とし、第三項中「第一項第一号」の下に「又は第三号」を加え、「第六項」を「第八項」に、「第九条の三」を「第九条の二の二」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の

事業並びにこれに附帯する事業のほか、他の事業を行うことができる。

第九条の九に第六項として次の一項を加える。

6 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第九条の七の四第一項前段及び第九条の七の五の規定を準用する。

第十二条第一項中「企業組合」を「火災共済協同組合、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び企業組合」に改める。

第三節第二十三条の二の次に次の一条を加える。

(事業協同小組合の組合員に対する助成)

第二十三条の三 政府は、事業協同小組合の組合員に対し、税制上、金融上特別の措置を講じなければならない。

第二十四条第一項中「事業協同組合」の下に「事業協同小組合、火災共済協同組合」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 火災共済協同組合は、千人以上の組合員がなければ設立することができない。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

(火災共済協同組合等の出資の総額)

第二十五条 火災共済協同組合の出資の総額は、二百万円以上でなければならない。

2 第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の出資の総額は、五百万円以上でなければならない。

(火災共済協同組合の地区)

第二十六条 火災共済協同組合の地区は、第八条第三項の小規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては一の都道府県の区域の全部とし、定款で定める一の業種に属する事業を行う小規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては全国とする。

第二十六条の二 都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合は当該都道府県につき一個とし、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は火災共済協同組合をもつて組織し全国を通じて一個とする。

第二十七条の二第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項及び第四項を

それぞれ第四項及び第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。

8 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、第一項の書類のほか、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済掛金算出方法書、責任準備金算出方法書及び常務に従事する役員の氏名を記載した書面を提出しなければならない。

第二十七条の二に第六項として次の一項を加える。

6 行政庁は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、事業方法書若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

二 共済の目的につき危険の分散が充分に行われないと認められるとき及び共済契約の締結の見込が少なくないと認められるとき。

三 事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済掛金算

出方法書及び責任準備金算出方法書の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適當でないとき。

第三十三条第一項中「企業組合」にあつては、「火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再共済金額の削減及び共済掛金又は再共済料の追徴に関する事項を記載しなければならない。

第五十一条第三項中「第三項及び第四項」を「第四項から第六項まで」に改める。

第五十七条の二第四項中「前二条」を「第五十六条及び第五十七条」に改め、同条を第五十七条の三とし、第五十七条の次に次の一条を加える。

(火災共済協同組合の事業方法書等の変更)

第五十七條の二 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済算出方法書及び責任準備金算出方法書で定めた事項の変更をするには、行政庁の認可を受けなければならない。

第五十七條の三の次に次の二条を加える。

(火災共済協同組合等の事業の譲渡の禁止)

第五十七條の四 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その事業を譲渡することができない。

(火災共済協同組合等の余裕金運用の制限)

第五十七條の五 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 銀行、相互銀行、信託会社、

農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合

会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合

会、水産加工協同組合連合会若しくは協同組合連合会であつて預金若しくは貯金の受入をすることができ、ものへの預金、

貯金又は金銭信託

二 郵便貯金

三 国債、地方債又は省令で定める有価証券の取得

第五十八條第四項中「第五号」を「第六号」に改め、同項の次に次の二項を加える。

5 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければなら

ない。

6 前項の責任準備金及び支払準備金に關し必要な事項は、省令で定める。

第六十二條第二項の次に次の二項を加える。

3 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同

組合連合会は、第一項各号に掲げる事由のほか、第六六條の三において準用する保険業法(昭和十四

年法律第四十一号)第十二條第一項の規定により認可を取り消されたときは、これによつて解散す

る。

4 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の解散の決議は、行政

庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第六十三條第四項中「第三項及び第四項」を「第四項から第六項まで」に改める。

第六十八條第一項の次に次の一項を加える。

2 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が第六六條の三におい

て準用する保険業法第十二條第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項の規定及び

第六十九條において準用する商法第四百十七條第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任す

る。

第六十八條の次に次の二条を加える。

(解散後の共済金額の支払)

第六十八條の二 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、總會の決議、第六六條の三において準用する保険業法第十二條第一項の規定による認可の取消又は第六六

條第二項の規定による解散命令により解散したときは、共済金額を支払うべき事由が解散の日から九十日以内に生じた共済契約について、共済金額を支払わなければならない。

2 前項の組合は、第六十二條第一項第四号に掲げる事由により解散したときは、その解散の日から火災共済契約の期間の末日までの期間に對する共済掛金を払いもどさなければならない。

3 第一項の組合は、同項に掲げる事由により解散したときは、同項の期間が経過した日から火災共済契約の期間の末日までの期間に對する共済掛金を払いもどさなければならない。

(財産処分順序)

第六十八條の三 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の清算人は、次の順序に従つて組合の財産を処分しなければならない。

一 一般の債務の弁済

二 共済金額並びに前条第二項及び第三項に規定する共済掛金の支払

三 残余財産の分配

第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿」の下に「事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿」を加える。

第六六條の二の次に次の一条を加える。

(保険業法の準用)

第六六條の三 保険業法第八條、第九條、第十條第二項及び第十二條の規定は、火災共済協同組合及び第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会に準用する。

この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と読み替へるものとする。

第七十七條中「組合の組合員」を「組合(事業協同小組合を除く。)の組合員」に改める。

第一百十一條第一項第一号中「事業協同組合」の下に「事業協同小組合」を加える。

第七十五

昭和三十三年五月七日 衆議院會議録第三十八号 中小企業団体系外二案

合」を、「第九条の九第一項第一号」の下に「又は第三号」を加え、同条第一項第三号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、通商産業大臣及び大蔵大臣とする。

第百十一条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県の区域をその地区とする火災共済協同組合については、前項の規定にかかわらず、主務大臣は、政令の定めるところにより、設立の認可その他この法律による権限の一部を都道府県知事に委任するものとする。

第百十四条の二の次に次の一条を加える。

第百十四条の三 次の場合には、火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 第五十七条の二の規定に違反して事業方法書、普通共済約款

若しくは再共済約款、共済掛金算出方法書若しくは再共済料算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事項を変更したとき。

二 第五十七条の四の規定に違反して組合の事業の譲渡をしたとき。

三 第五十七条の五の規定に違反したとき。

四 第五十八條第五項又は第六項の規定に違反したとき。

五 第六十八條の三の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

六 第六六條の三において準用する保険業法第八條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同法第九條、第十條第二項若しくは第十二條の規定による命令に違反したとき。

第百十五條第二号の二中「第二項」を「第三項」に、「第九条の九第三項」を「第九条の九第四項」に改め、同条第二号の三中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第十一号及び

第十二号中「第五十七條の二」を「第五十七條の三」に、同条第十三号中「第五十八條」を「第五十八條第一項から第四項まで」に改める。

#### 附則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第 号）の施行の日から施行する。

#### (共済金額制限の特例)

第二条 この法律の規定による改正後の中小企業等協同組合法（以下「新法」という。）第九條の二第二項（同法第九條の九第四項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律施行の際現に中小企業等協同組合法第九條の二第一項第三号又は同法第九條の九第一項第四号の規定により火災共済事業を行つてゐる事業協同組合又は協同組合連合会については、適用しない。

第三条 この法律施行の際現に中小企業等協同組合法第九條の二第一項第三号又は同法第九條の九第一項第四号の規定により火災共済事業を行つてゐる事業協同組合又は協同組合連合会については、適用しない。

（火災共済協同組合への組織変更）  
第三条 この法律施行の際現に中小企業等協同組合法第九條の二第一項第三号又は同法第九條の九第一項第五号の規定により火災共

済事業を行つてゐる事業協同組合又は協同組合連合会（以下「組合」という。）は、この法律施行の日から一年以内に、総会の議決を経て、その組織を変更し、火災共済協同組合になることができる。

2 前項の議決は、組合員の議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 第一項の総会においては、定款及び事業計画の変更その他組織變更に必要な事項を定めなければならない。

4 理事は、第一項の総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名氏及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、組織變更の認可を受けなければならない。

5 前項の認可については、新法第二十七條の二第六項（設立認可の基準）及び第百十一条（所管行政庁）の規定を準用する。

6 第一項の規定による組織變更は、主たる事務所の所在地において次条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

#### (組織變更の登記)

第四条 組合は、前条第四項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、組合については新法第八十八條の登記を、火災共済協同組合については新法第八十三條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合においては、組合についてする登記については、新法第九十七條第一項及び第二項（解散の登記の申請）の規定を、事業協同組合については登記について、同法第九十三條第一項及び第二項並びに第九十四條（設立の登記の申請）の規定を準用する。

#### (名称)

第五条 この法律施行の際現にその名称中に火災共済協同組合又は火災共済協同組合連合会という文字を用いてゐる者は、この法律の施行後三月以内にその名称を変更しなければならない。

2 新法第六條第二項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

## (印紙税法の改正)

第六條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第九号ノ九の次に次の一号を加える。

九ノ十 火災共済協同組合又ハ中小企業等協同組合法第九條の九第一項第三号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会ノ発スル火災共済契約証書又ハ再共済契約証書

## (臨時金利調整法の改正)

第七條 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

## (輸出入取引法の改正)

第八條 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「第九條の第二項及び第四項から第六項まで(事業協同組合)」を「第九條の第二項及び第六項から第八項まで

(事業協同組合及び事業協同小組合)」に、「第六十二條から第六十六條まで、第六十八條」を「第六十二條(第三項及び第四項を除く)から第六十六條まで、第六十八條

第一項」に改め、「事業協同組合登記簿、」の下に「事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、」を加え、同條第二項中「第九條の第二項(事業協同組合)」を「第九條の第二項(事業協同組合及び事業協同小組合)」に改める。

(輸出水産業の振興に関する法律の改正)

第九條 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五百十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「(事業協同組合)」を「(事業協同組合及び事業協同小組合)」に、「(第六十三條)」を「(第六十二條第三項及び第四項並びに第六十三條)」に、「第六十八條」を「第六十八條第一項」に、「第九條の九第一項第五号」を「第九條の九第一項第六号」に改め、「事業協同組合登記簿、」の下に「事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、」を加える。

## (中小企業振興資金助成法の改正)

第十條 中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号中「第九條の九第一項第三号」を「第九條の九第一項第四号」に改める。

## (商工組合中央金庫法の改正)

第十一條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「(事業協同組合)」の下に「事業協同小組合」を加える。

## 〔福田篤泰君登壇〕

○福田篤泰君 ただいま議題となりました中小企業団体法案及び中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

御承知の通り、中小企業の組織に関する制度といたしましては、中小企業等協同組合法による協同組合と、中小企業安定法による調整組合との二つがあり、前者は共同経済事業による経営

の合理化を、また、後者は調整事業による経営の安定を、それぞれ目的として運用されて参っております。この二つの制度は、中小企業の経済的地位の維持向上のために、きわめて大きな役割を果たして参っておりますが、今日なお、わが国中小企業の多くは、その資本力の弱小、業者相互間における過度の競争等によりまして、依然として経営の不振と不安定に悩んでいることと思いをいたしますと、総合的な中小企業振興施策を一そう推進せしめる必要があり、この際中小企業の組織強化について抜本的な対策を講ずる必要があることは、御承知の通りであります。

政府におきましては、かかる見地から、昨年六月、内閣に中小企業振興審議会を設置し、その重要課題として、中小企業の組織の充実、団結の強化についての方策を研究せしめて参つたのであります。同年の末に審議会の結論を得て、これを骨子として政府、与党が数次にわたり審議、検討を重ねました結果、その成案を得て、今回この法律案が提出せられたのであります。一方、日本社会党におきましては、中小企業の組織化の徹底に関する政策の

樹立に関し、すでに早くより本国会において中小企業組織法案その他の関連法案を提出せられておりますことは、皆様御承知の通りであります。当委員会におきましては、この中小企業団体法案、中小企業組織法案等、政府並びに日本社会党提出の両法律案を中心に、一括して審議を行い、慎重審議を重ねましたが、さらに両党よりそれぞれ小委員を選出し、自來、連日連夜会議を続行し、ようやく意見の一致を見て、委員会を通過する運びと相なつた次第であります。

さて、まず中小企業団体法案の内容につきまして、主要な点を簡単に御説明申し上げます。

第一は、現行の調整組合制度を廃止し、新たに調整事業と共同経済事業をあわせ行うことができる商工組合の制度を設けることであります。調整事業と共同経済事業をあわせ行うことは、組合員たる中小企業業者の団結の強化並びに経営の安定と合理化のためにきわめて適切でありまして、また、従来の協同組合と調整組合の二重設立による煩を除去するためにも実情に即したものであると存じます。

第二は、一定の要件を備える場合には、すべての業種が商工組合を設立して調整事業を行うことができるようにすることであり、現行の中小企業安定法は特定の工業部門の業種のみを対象としておりますが、現在の中小企業はおしなべて激しい過当競争に悩んでおる実情にありますので、工業以外の各分野におきましても、業界の秩序維持のために調整事業を行い得るようになしうとするものであります。

第三は、組合交渉についてでありまして、商工組合がその調整事業に関して組合外の者と交渉を行うときは、その相手方は誠意をもってこれに応じなければならぬこととし、特に必要がある場合には、その交渉が円満に妥結するよう、政府に設ける調停審議会の意見によつて適切な勧告ができるようにすることであり、業界の安定のために、組合の調整事業につきましては、組合外にいる者にもできるだけ協力を求める必要がありますので、組合がこの趣旨によつて取引関係または競争関係にある者と交渉をする場合に、その話し合いが円満に行われるよう善処するためのものであります。

第四は、加入命令及び事業活動の規制命令に関するものでありまして、商工組合の調整事業が員外者の事業活動のため効果を上げることができず、ために業界の安定に重大な悪影響があり、国民経済上これを放置することができない事態に立ち至りましたときには、政府は、その業界におけるすべての中小企業者を組合に加入せしめる命令、または組合員たる資格を有するすべての事業者の事業活動を規制する命令を出すことができることとするものであります。いわゆる員外者の行為を規制する必要がある場合、まず中小企業者が完全に団結すれば不況事態の克服が可能であり、また、それが最も適当な方途であると考えられるときは、中小企業者のすべてを組合に加入せしめ、自主的調整に参加させるようにいたし、その他の場合におきましては、現行の中小企業安定法におけることと規制命令を発することにしようという趣旨であります。

第五は、従来の協同組合、すなわち、共同経済事業を通じて中小企業者の経営の合理化をはかるための組織についての制度は、最近ますますその基礎を固め、きわめて適切な制度でありますので、これをそのまま取り入れ、協同組合の組織、運営等につきましては、現行中小企業等協同組合法の定めるところによることとするものであります。

次に、中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の内容について御説明いたしますと、第一は、融資関係につきまして、商工組合中央金庫法、中小企業金融公庫法及び中小企業信用保険法を改正して、中小企業団体法案によつて新しく設けられる商工組合及び商工組合連合会を融資対象あるいは保険対象に加えることとし、第二には、税制関係におきましては、法人税法上の特別法人扱い並びに地方税法上の固定資産税と不動産取得税の免除等につきまして、商工組合及び同連合会を、従来の中小企業等協同組合法による事業協同組合と同様に取り扱うことにすることが主要な点であります。

中小企業団体法案は、去る四月五日本会議において水田通商産業大臣より趣旨説明がございました後、同日当委員会に付託せられ、同月九日水田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取いたしました。以来、ほとんど連日にお

たり慎重に審議を続け、ときに深更に及ぶまで質疑を行う等、熱心な検討を重ねたのでありまして、十七日には岸総理大臣に対し質疑を行い、二十四日には、民間各界の意見を聞くため、中小企業団体及び企業者、学識経験者、労働団体、消費者代表等を参考人として招き、具体的な意見と批判とを聴取いたしました。なお引き続き、同様の趣旨のもとに、二十六日、大阪市及び名古屋にそれぞれ委員を派遣いたしました。現地において調査会を開催し、広く各界の意見を聞いたのであります。

また、中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、四月二十二日当委員会に付託せられ、四月二十三日水田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、中小企業団体法案と並行して審査を行なつて参りました。

この打合会は、五月二日より三日間、祭日を返上して続けられ、早朝より深更に至るまで、委員会の審査に劣らぬ熱心さで検討を重ねた次第であります。が、阿党からは首藤新八君、小笠公昭君、小平久雄君、西村正巳君、笹本一雄君、水谷長三郎君、春日一幸君、永井勝次郎君、多賀谷眞彦君、加藤清二君、松平忠久君等の各委員が選出されて出席いたし、委員長を加えて活発な議論を行いました結果、ついに四日夜に至りまして意見の妥結を見るに至り、修正案の成案を得たのであります。

以上の経過によりまして本七日採決を行う運びとなりました。

まず、自由民主党並びに日本社会党共同提案による同案に対する修正案が提出せられ、小笠公昭君より提案の趣旨説明がなされました。引き続き両修正案並びに修正部分を除く両原案についてそれぞれ採決をいたしました結果、全会一致をもっていずれも修正案の通り

修正すべきものと決した次第であります。

修正点の要旨を簡単に御説明申し上げますと、第一は、法律の題名を中小企業団体の組織に関する法律案に改めたことであります。

第二は、新規の組合として、事業協同小組合及び火災共済協同組合を設けたことであります。

第三は、組合交渉の応諾等に関する規定を若干強化、整備したことあります。

第四は、商工組合設立の認可の際は不況事態の認定に当っては、中小企業安定審議会に諮問して定める判定の基準に従うこととしたことあります。

第五は、加入命令があつたとき、その命令の対象となつた中小企業のうち、組合に加入することに支障があるものは、命令の日から二週間以内に行政府にその旨の認証を求めることができる道を開いたことあります。認証は二十日以内に行うこととし、加入命令の日から組合に加入したとみなされる日までの期間も、原案の十五日を二十日に改めました。なお、この認証を受けた者でも商工組合の行う調整事業の制限に従うこととし、また、検査の

実施及び手数料、経費、過怠金の賦課ができることとしたしました。

第六は、加入命令があつた日から九十日以内に調整規程を変更するかどうかについて総会の議決を経なければならぬこととしたことあります。なお、この規程変更を主務大臣が認可する際には中小企業安定審議会に諮問しなければならぬこととしたしました。

第七は、事業活動の規制命令として生産設備の制限に関する命令をする際、またはした後において、特に必要がある場合には、命令の期間内、組合の地区内における生産設備の新設の制限または禁止を命ずることができるとしたことあります。

第八は、加入命令、規制命令、設備新設の制限禁止の命令または加入命令のあつた商工組合の調整規程に不服がある者は、その旨を書面をもって主務大臣に申し立てることができることとしたことあります。

以上が中小企業団体の修正点であります。これに伴ひまして、中小企業団体の法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案につきましても所要の修正を行なつた次第であります。

なお、採決後、中小企業団体の法案に対する附帯決議案が提出せられ、小笠公昭君の趣旨弁明の後、これまた全会一致をもって可決いたしました。決議文は会議録によつてごらんを願ひます。

以上、いささか冗長に相りましたが、両法律案の重大性にかんがみ、あえて贅言を要したわけでありましたが、最後に一言私より付言いたします。両党とも確固たる相互信頼の基礎に立ち、協議そのものはきわめて友好、信頼のうちに終始いたしましたことについて、関係委員各位に、あらためてこの機会に深甚の敬意と感謝をささげるものであります。

以上をもつて報告を終わります。(拍手)  
次に、ただいま上程されました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

本改正案の骨子は、現行法に規定されております事業協同組合等のほか、新たに事業協同小組合及び火災共済協同組合の制度を設けようとするものであります。

中小企業者の中には、御承知の通り、種々の階層があり、むしろ零細と

も申すべき、経済単位にもなりかねる小規模の商業もあつて、これら資本性の脆弱な、むしろ生業ともいふべき勤労事業を営む者に対しては、格段の助成措置を講ずる必要があるものと考え、事業協同小組合の制度を新設しようとするものであります。

次に、わが国の損害保険事業は、一部を除いては、少数の営利会社に独占されておりました。ために、その普及

率も二〇%内外という、不燃性建築の多い欧米諸国に比較して著しく低率であります上に、保険料率もいささか高きに失するため、一般中小企業者は容易に加入し得ない状態に置かれております。かかる事情のもとに、終戦後今日に至るまで、すでに中小企業者は独自の立場において自家保険の態勢を着々確立して参つておるのであります。これが着実な成果を上げておる例が少なくないことをあわせ考え、火災共済協同組合の制度を法制化しようとするものであります。

本件は、先刻御報告申し上げました中小企業団体の法案の修正案をまとめの際にも、両党間において十分この点を話し合ひました結果、事業協同小組合及び火災共済協同組合の構想

は現行中小企業等協同組合法の改正によつて実現させることが適當であるといふことに、与野党の意見の一致を見ただけであります。しこうして、協同組合法の改正案は商工委員会委員の全員が作成に當ることに取りきめ、本七日その成案を得まして、委員会提案の形式をもつて本院に提出し、ここに御審議を願うことに相なつた次第であります。

本改正案の内容につきまして、簡単に御説明申し上げます。

まず、事業協同小組合につきましても、第一に、組合員の資格は、主として自己の勤勞によつて商業、工業、運送業、サービス業等を行う事業者であつて、使用従業員数は、工業等にあつては五人以下、商業その他にあつては二人以下のものとあります。第二は、小組合に対しても、事業協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律による

商工組合と同様の組合交渉権を与えるとともに、行政庁のあつせんまたは調停の規定を設けることあります。第三は、政府は、小組合の組合員の助成に関しまして、金融上その他特別の措置を講じなければならないこととする

ことあります。

昭和三十三年五月七日 衆議院會議録第三十八号 議長の報告

次に、火災共済協同組合につきましましては、第一に、組合員の資格は、組合の地区内における中小企業者であることとするのであります。第二に、出資金の総額は、組合にあつては二百万円、連合会にあつては五百万円以上とし、組合員数は千人以上を要することとするのであります。第三は、共済金額の制限であります。すなわち、契約者一人について百五十万円を限度とし、共済金額の総額は、出資、準備金、積立金、支払保証額等の合計額の十分の一・五を限度とすることです。なお、事業協同組合及び小組合が福利厚生事業として火災共済契約を締結いたします場合には、契約者一人につき三十万円を限度とし、特例として、以前から火災共済事業を行なつて、この組合はこれを越えることができることとしております。第四は、募集の制限についてでありまして、募集に当るものは、当該組合の役員または職員に限ることとするのであります。第五は、保険業法の報告徴収、立入検査、監督命令、その他の監督規定を準用することです。第六に、所管行政庁は通商産業大臣及び大蔵大臣とし、

なお、組合設立の認可その他の権限の一部は都道府県知事に委任するものとするのであります。以上が本改正案提案の趣旨でありまして、何とぞ御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これより採決に入ります。

まず、中小企業団体系案及び中小企業団体系法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

次に、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後六時九分散会

出席國務大臣

法務大臣 中村 梅吉君

通商産業大臣 水田三喜男君

出席政府委員

外務政務次官 井上 清一君

朗読を省略した報告

一、去る一日、内閣から、漁港審議会委員に鮫島茂君、井出正孝君、小田賢郎君、今津繁蔵君、堀部虎猪君、渡辺喜三郎君、尾形六郎兵衛君及び金沢藤吉君を任命したので、漁港法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨六日本院は国土開発縦貫自動車道建設審議会委員に衆議院議員三木武夫君、同砂田重政君、同塚田十一郎君、同小澤佐重喜君、同倉石忠雄君、同和田博雄君、同橋本次郎君及び中島巖君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨六日決算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 關谷 勝利君(理事薄田美朝君去る四月三十日委員辭任につきその補欠)

一、昨六日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

大蔵委員 武藤運十郎君

農林水産委員 石山 權作君

商工委員 鈴木周次郎君

通信委員 平野 三郎君

予算委員 白井 莊一君

決算委員 檜橋 渡君

一、昨六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員 石山 權作君

農林水産委員 武藤運十郎君

商工委員 平野 三郎君

通信委員 鈴木周次郎君

予算委員 檜橋 渡君

決算委員 白井 莊一君

一、昨六日議員から提出した議案は次の通りである。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(石田有全君外四名提出)

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、昨六日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、昨六日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、昨六日参議院から受領した条約は次の通りである。

日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補足議定書の締結について承認を求めるの件

一、昨六日委員会に付託された条約は次の通りである。

日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めるの件(条約第一号)(参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補足議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一四号)(参議院送付)

以上二件 外務委員会 付託

一、昨六日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、昨六日委員会に付託された議案は次の通りである。

海外同胞引揚及び遺家族援  
護に関する調査特別委員会 付託

一、昨六日参議院に送付した条約は次の通りである。

千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約の批准について承認を求めるの件

日本国とエジプトとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件  
日本国とイランとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

一、今七日委員長から提出した議案は次の通りである。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(商工委員長提出)

昭和三十一年五月七日 衆議院會議録第三十八号

七五八

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部 十五円  
(但し、原書紙は二十円)  
(配付料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段(三三)一 百八番